

米子地区学生の国内流行地移動に関する申合せ

R3.12.14	医学部感染症タスク・フォース会議承認
R4.5.11	〃
R4.10.11	〃

1. 趣旨：

新型コロナウィルス感染症対策に伴う国内流行地への移動に関し、現在の全国的な感染状況を考慮し、米子地区学生（学部生、大学院生）の米子帰着後の対応について申合せを策定するもの。

2. 国内流行地：

※国内流行地と山陰両県外の扱いについて

国内流行地の定義が、附属病院では「※直近7日間で人口10万人あたりの感染者数が鳥取県の1.5倍以上を流行地域とする」に変更となっていますが、週ごとに変動する可能性が高く、混乱を生じないために医学部では「山陰両県外」に読み替えて運用しています。

3. 対応：

●臨床実習等を行う学生について

- ・国内流行地からの米子帰着後の対応

米子帰着後7日間は自宅待機とし、健康観察を行う。または米子帰着後翌日にPCR検査（※1）を受け、陰性であれば登校可能とする。

※1・・・無料検査場を推奨する。陰性証明書を提出すること。

●上記以外の学生について（附属病院への影響がない学生）

- ・レベル1～3：特になし

- ・レベル4以上：以下のとおり

・国内流行地からの米子帰着後の対応

（事後報告書の該当項目※にチェックがない場合）

米子帰着後は健康観察（検温、風症状等）を徹底し、体調が悪い場合は登校を控える。（※・・・発熱・風邪症状、3密状態、複数人数での会食等）

（事後報告書の該当項目にチェックがある場合）

米子帰着後7日間は自宅待機とし、健康観察を行う。または米子帰着後翌日にPCR検査（※1）を受けるか、帰着後翌日、翌々日に市販の抗原検査キット（※2）により自身で検査を実施し、陰性であれば登校可能とする。

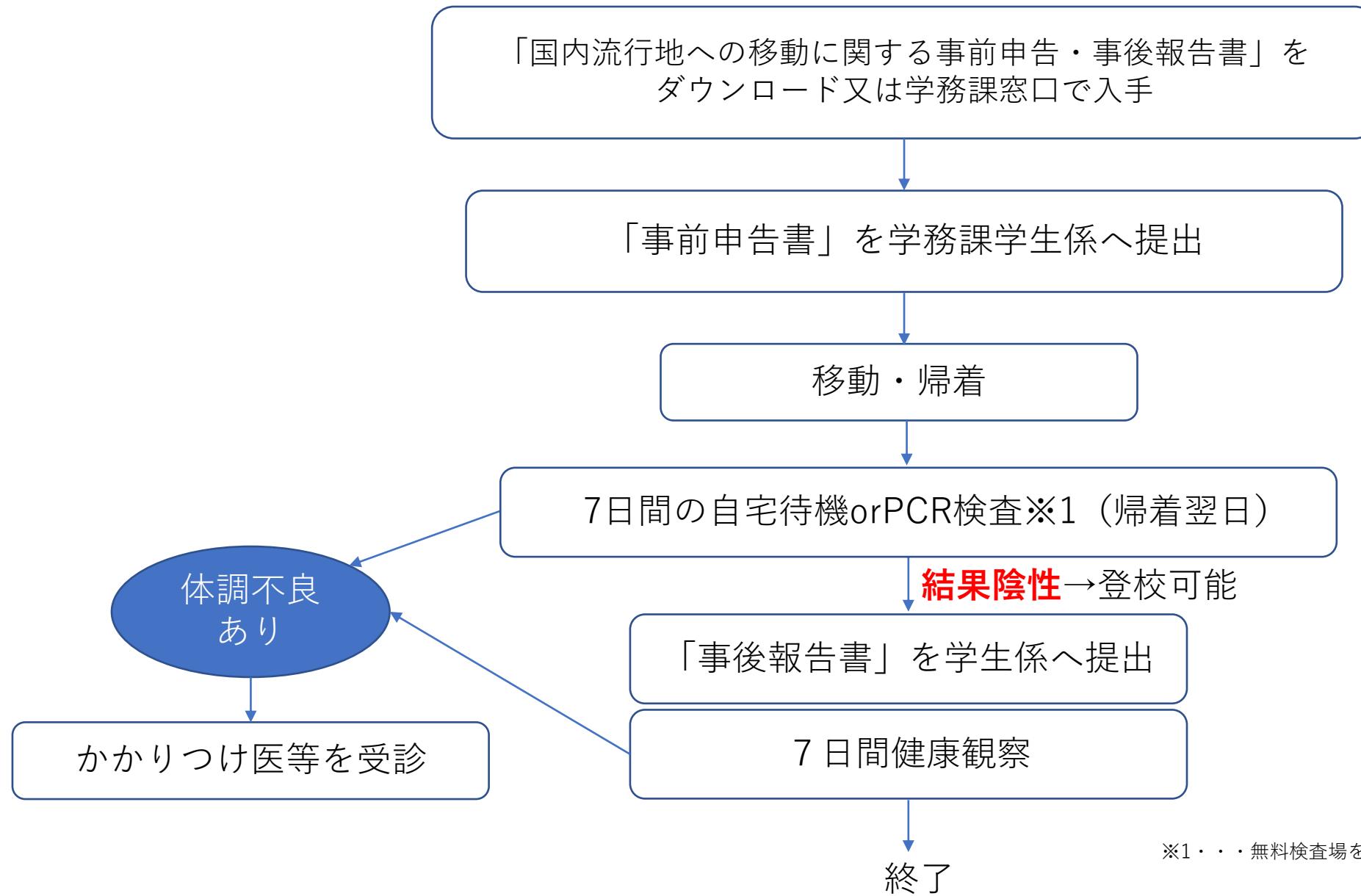
※2・・・原則として、「診断用」検査キットを使用すること。

4. 対応手順について

別添フローチャート参照。

学生の国内流行地への移動に関する手順（臨床実習等を行う学生）

R4.10.11現在



レベル1～3：本手順対象外
レベル4以上：本手順に従う

学生の国内流行地への移動に関する手順（臨床実習等を行わない学生）

R4.10.11現在

「事後報告書」の☑項目なし

「事後報告書」の☑項目あり

